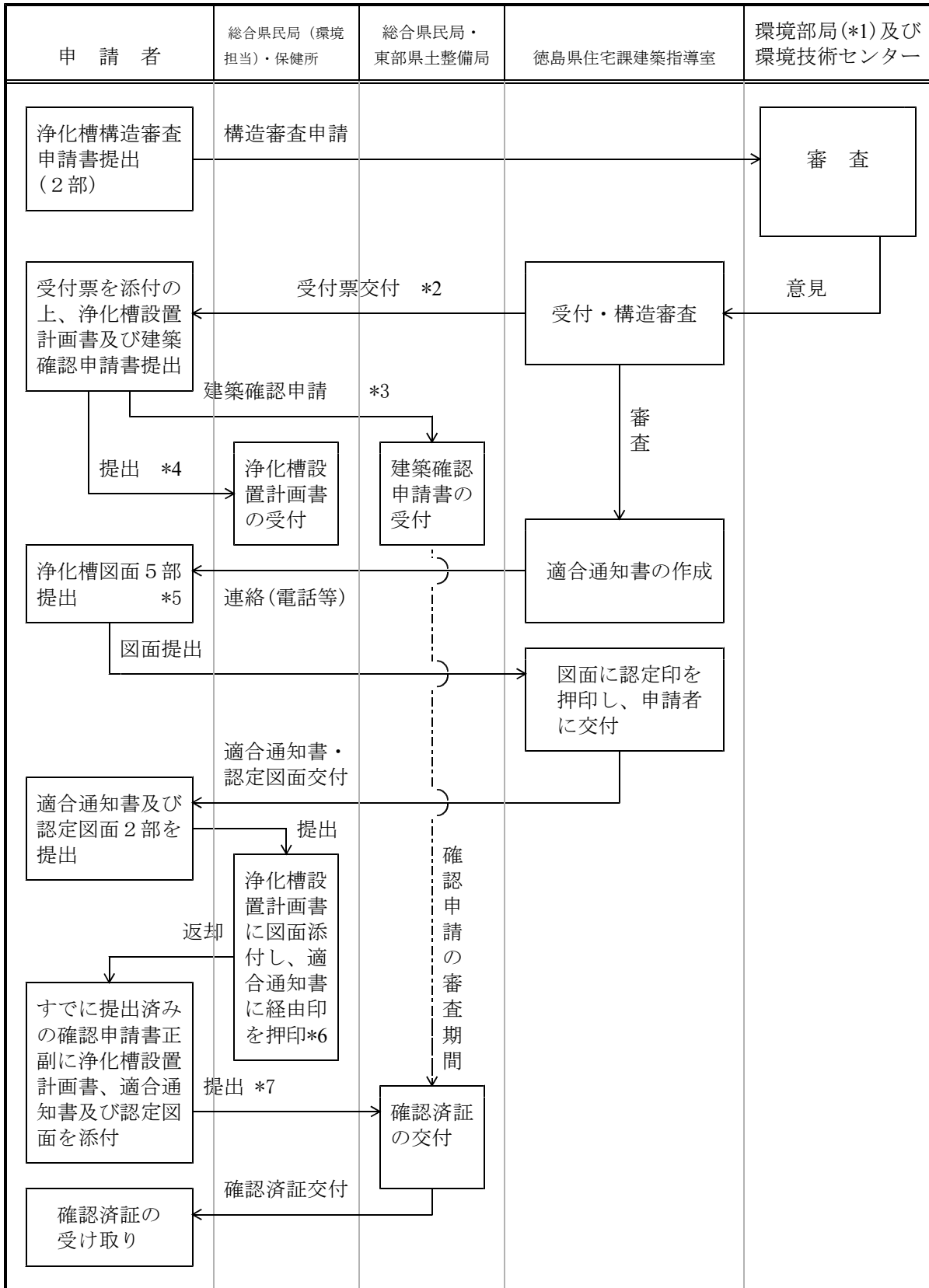
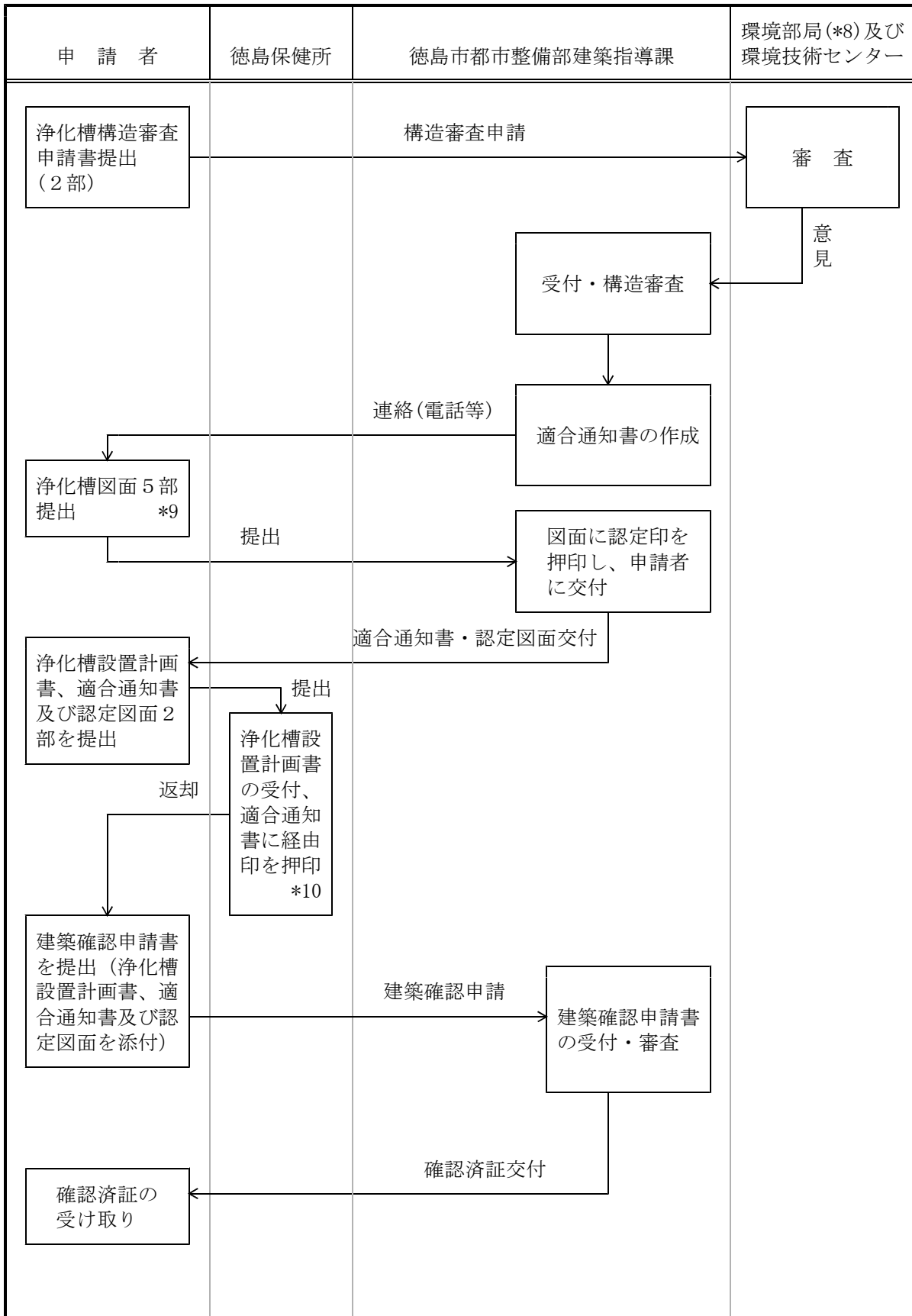


構造審査にかかる浄化槽設置手続きフロー図

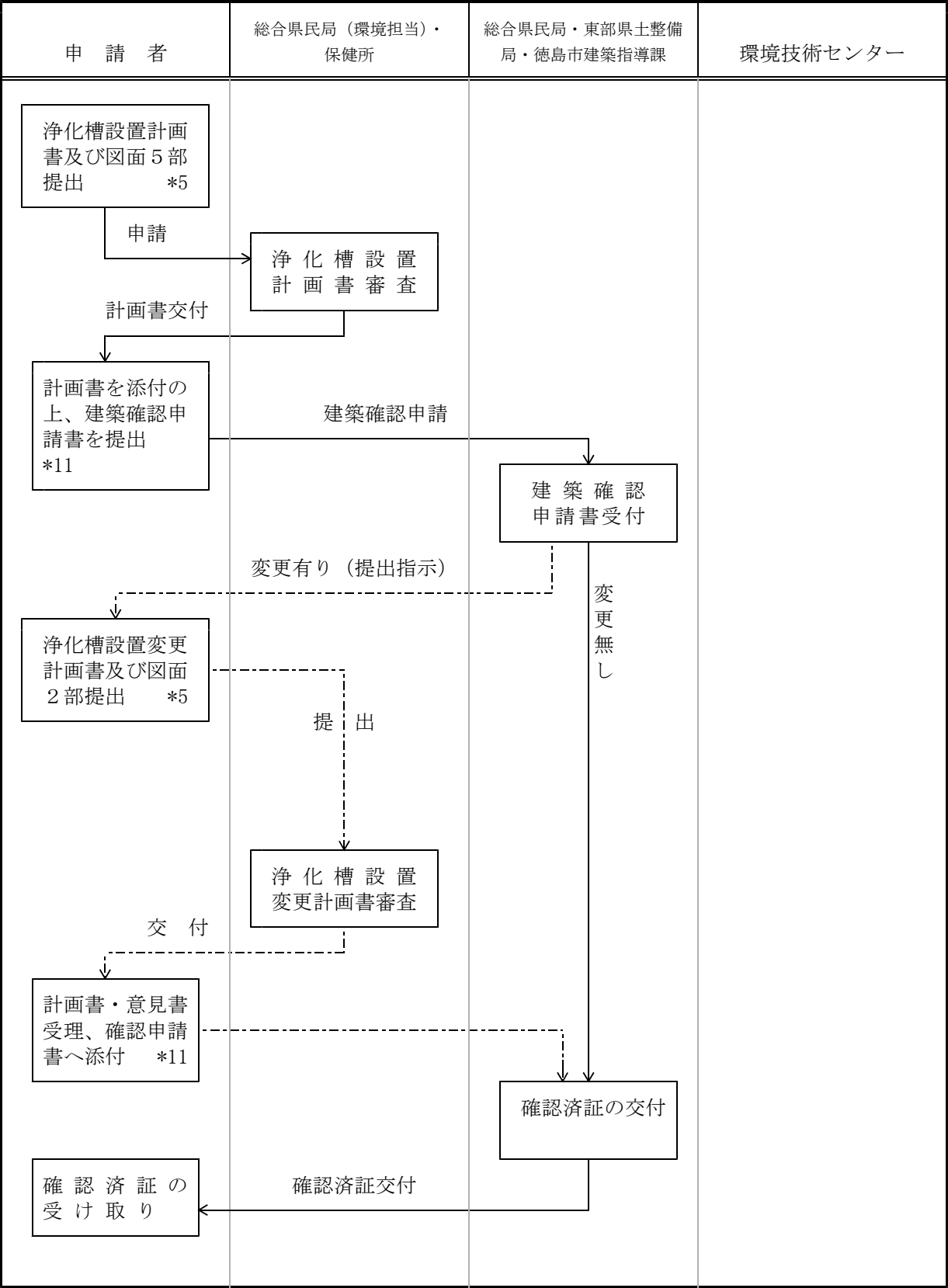
(A) 設置場所が徳島市以外で、建築確認申請を伴う場合（201人以上の浄化槽）



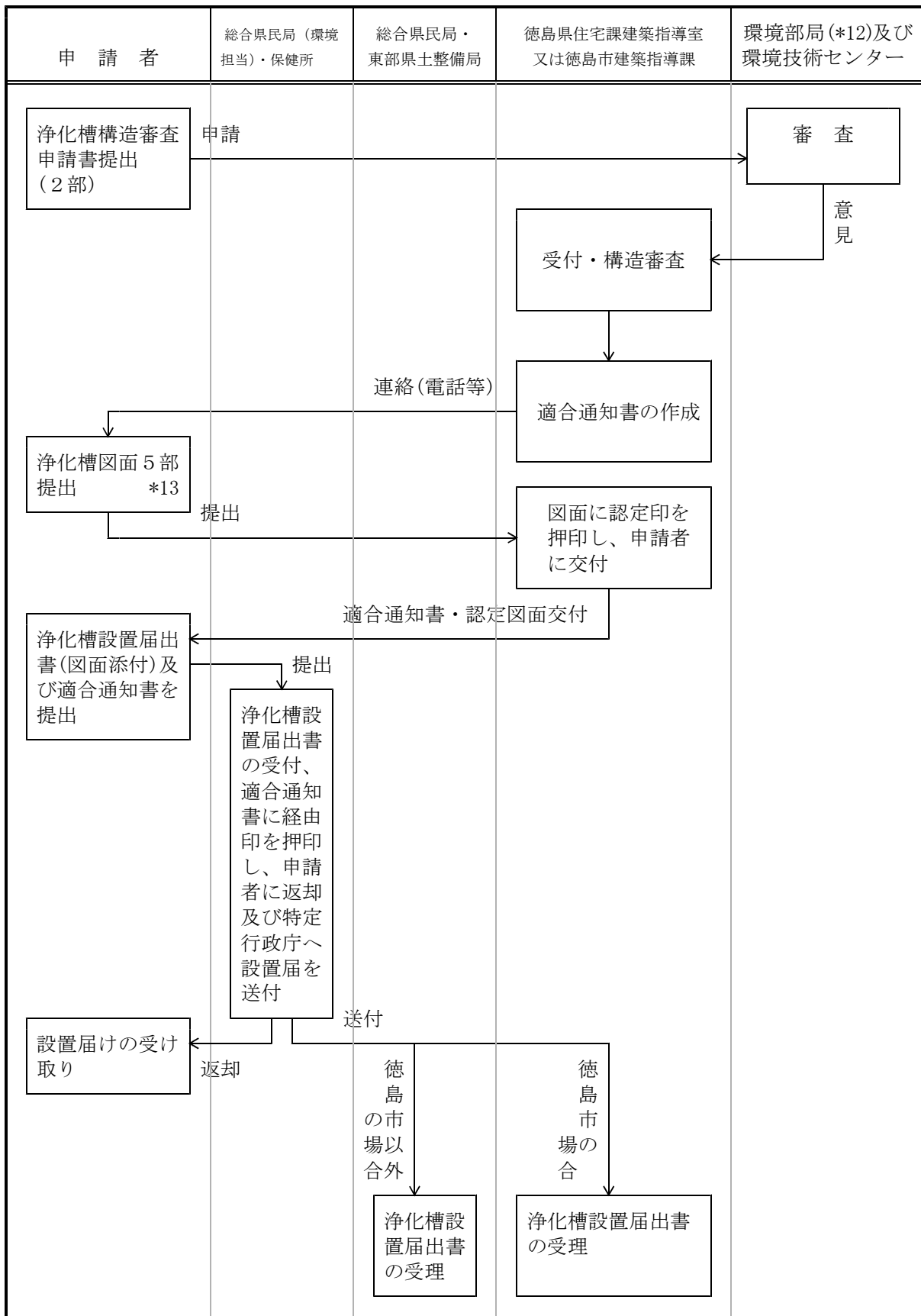
(B) 設置場所が徳島市内で、建築確認申請を伴う場合（201人以上の浄化槽）



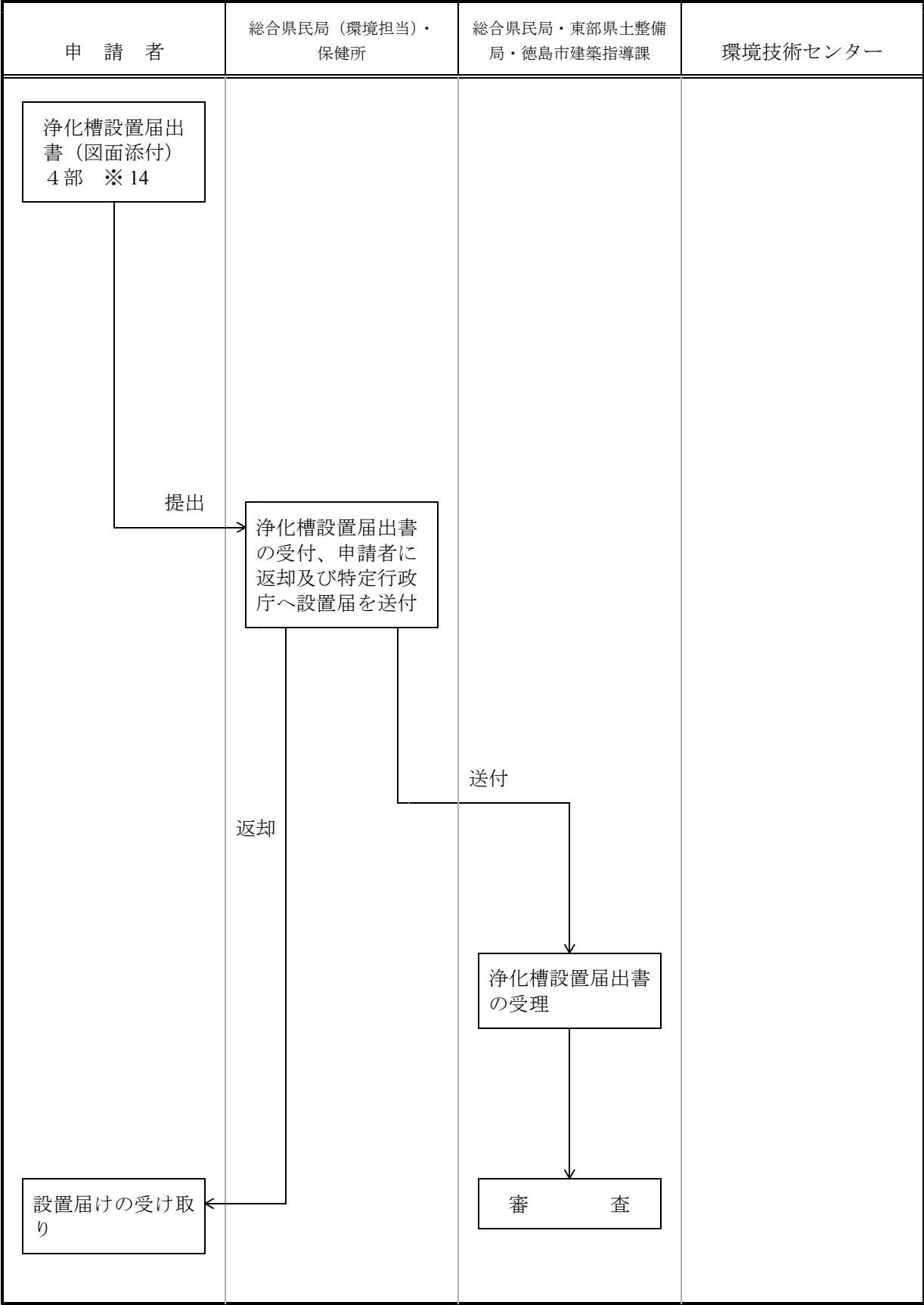
(C) 建築確認申請を伴う場合（県内全域・200人以下の浄化槽）



(D) 建築確認申請を伴わない場合（20人以上の浄化槽）



(E) 建築確認申請を伴わない場合（200人以下の浄化槽）



- (注) *1 環境部局とは、徳島県県民環境部環境管理課及び県土整備部水・環境課をいう。
- *2 受付票は、住宅課建築指導室のみの審査が終了した時点で交付される。
- *3 この時点では、建築確認申請書に浄化槽図面の添付は要しない。
- *4 この時点では、浄化槽設置計画書に浄化槽図面の添付は要しない。
- *5 浄化槽図面5部の内訳は、建築確認申請書(正・副)添付用(2部)、保健所提出用(2部)及び浄化槽工事業者控え(1部)。
- *6 経由印とは、認定図面が提出された旨の総合県民局環境担当又は保健所担当者の印をいう。
(様式2を参照)
- *7 建築確認申請の前に、建築士事務所の設計者(建築士法第2条第5項による「設計」を行う者をいう)の承認印が必要。また、建築物の階数が5以上かつ延べ面積が5,000平方メートル以上の場合は、建築確認申請を本庁において審査されることとなるので、住宅課建築指導室に提出する。
- *8 環境部局とは、徳島市市民環境部環境保全課をいう。
- *9 *5に同じ。
- *10 *6に同じ。
- *11 建築確認申請の前に、建築士事務所の設計者(建築士法第2条第5項による「設計」を行う者をいう)の承認印が必要。
- *12 徳島市以外の場合は*1により、徳島市の場合は*8による。
- *13 *1に準じるが、この場合においては、特定行政庁宛の浄化槽設置届出書添付用(1部)、保健所提出用(2部)、適合通知書に添付する申請者控え(1部)及び浄化槽工事業者控え(1部)。
- *14 浄化槽の人員が50人以下の申請については、添付図書を別表の1、2とする。

別表

浄化槽構造審査申請書の添付図書	
1 処理対象人員・汚水量・BOD 負荷計算書	
2 建築図面	
(1) 付近見取り図	放流経路、放流先を明記
(2) 配 置 図	浄化槽と駐車場との関係を明示
(3) 屋外給排水配管図	会所のレベルを明記
(4) 床 面 積 表	床面積計算を明記
(5) 各 階 平 面 図	算定用途及び算定除外部分を色塗り区分
3 浄化槽図面（各図面に工事名称を明記して下さい。）	
(1) フローシート	床面積表並びに処理対象人員、汚水量及び BOD 負荷の算定根拠を明記
(2) 平 面 図	マンホールの位置、大きさを明記
(3) 水 平 断 面 図	各部の長さ、幅、配管、機器等を明記
(4) 縦 断 面 図	各部の深さ、配管等を明記
(5) 構 造 図	配筋、スラブ厚、壁厚等を明記
(6) 電 気 図	
(7) 認 定 シ ー ト	（国土交通大臣認定浄化槽の場合のみ）
4 構造計算書	
注 1 申請書は、2 部提出してください。	
2 浄化槽構造審査適合通知書を受け取る時、3 の浄化槽図面を 5 部提出し、認定済の押印を受けて下さい。	